『人文学報』 第 94 号（2007年2月）
（京都大学人文科学研究所）

現代ブータンにおけるネイション形成：
文化・環境政策からみた自画像のポリティクス

宮　本　万　里

0．はじめに

ブータン王国が存在するヒマラヤ山脈東端の地域において，現代ブータンに引き継がれる領域と人が外部からある程度のまとまりをもった存在として考えられるようになったのは，チベット仏教ドゥルック派の化身であるンガワン・ナムギャルがブータンを統一した17世紀以降のことである。現在のワンチュック王制は，1907年にこの時代の版図を引き継ぐ形で成立した。しかしながら，6,000メートルを超える南北の高低差に加え，縦横に走る山脈や尾根そして深く刻まれた渓谷と複雑な河川システムが国土を細かく分断するブータンでは，人々は個々のコミュニティごとに隔絶された状況に置かれており，それが言語や慣習上の多様性を醸成する一方で，「ブータン民族」と言い得るような，ある程度の規模を有する文化的単位の形成を難しくしていた。

そのような状況の中で，ブータン政府は1960年代以降，現在までに，国籍法や開発政策あるいは文化保護政策を通して，国民文化を定義し，あるべきネイション像を作り上げようとしてきた。その過程のなかで，1990年代には南部に居住するネパール系の住民たちが，国外へ流出して難民化するという問題も生じてきた。この問題に関して，ブータン政府は不法移民を国外退去処分にしただけと主張し，難民側はネパール系に対する意図的な民族差別と排斥だと主張してきており，両者の主張は未だに平行線を辿っている。

こうした状況のなか，1990年代初頭にはブータンを対象として，難民問題に対する研究関心が高まっていた。この際，難民側の視点から問題の分析を試みたのがダカルとストラウン［Dhakal and Strawn 1994］などであり，ブータン政府の視点から分析を試みたのが政府の論客であるティンレイ［Thinley 1994］であった。それらの研究視角においては，「ネパール系民族」と「ブータン民族（ドゥルックパ）」は文化的，社会的に異なる属性をもつ別個の民族集団として本質主義的に描かれる傾向にあった。特にティンレイは，それら2つの民族集団の

文化的・社会的・政治的差異と断絶こそが，ブータン政府の一連の政策を引き起こした最大の原因であるとの前提に立ち，それらの問題を結果論的に「民族問題」の枠の中に閉じ込めてしまった。他方で，ダカルとストラウンは，「ドゥルックパ」内部の多様性を指摘することによって，ネパリー対ドゥルックパとする本質主義的「民族」分類の脱構築を試みるものの，難民となったネパール系居住民を「共通のネパール語と丘陵のヒンドゥーイズム」を共有するユニット［DHAKAL and STRAWN 1994: 44］として一枚岩的に表象するなかで，結局はその本質主義的な対立構造の中に絡めとられていた。

人と事物と概念が国境を越えて行きかうなかで，ネイションの境界は常に問い直され，その属性は再定義し続けられている。私たちは，それらのカテゴリーを本質主義的に前提視するのではなく，むしろその民族カテゴリーあるいはネイションの境界と属性そのものが定義される過程にこそ注目するべきであろう。本研究においては，先行研究にみられたように，全ての政策を「ネパール系住民の排除」の文脈で遡及的に位置づけ直すのではなく，逆に「ブータン人」の自画像において，何がどのように包含されてきたのかという，属性定義と包摂の過程として，ブータンのネイション形成を捉え直してみたい。

従って，本論考における第一の目的は，ブータンが近代化に向けて動き出した1950年代以降90年代までの間にブータン政府が計画し，実施してきた様々な政策や法令の分析を通じて，「ブータン人」の属性とその境界がいかに定義されてきたのかを考察することである。

ブータン研究におけるもう一方の潮流としては，政府の環境保全政策に対する関心がある。ブータン政府は，特に80年代末以降，開発計画において自然環境の保全を経済開発に優先する課題と公言してきており，しばしば周回遅れの環境先進国として注目されてきた。しかしながら，政府自身が環境保全政策を国の大乗仏教の文化伝統と思想に結び付けて語る一方，ブータンの自然環境と開発に関する研究で，それらの政策を文化的，政治的文脈に位置付ける試みはなされてこなかった［KARAN 1990; KARAN and IIJIMA 1987］。

そしてまた，従来のブータン研究においては，政府の環境保全への志向性と難民問題に関わる諸政策とは，政策立案の時期が重なり合っているにもかかわらず，全く異なる次元の問題として取り扱われてきた。しかしながら，「ブータン人」の自画像に注目したとき，政府の自然環境政策は，難民問題に関わる諸政策とともに，ネイション形成の大きな流れのなかに位置づけることができる。本研究においては，ブータン・ネイションの属性定義という視点から，環境保全政策を位置づけなおしてみたい。

ネイションの属性は，「国民文化」という言葉によっても表すことができる。国民文化は，既存の研究においては一般的に，他国との差異を強調し独自性を強調するための言説［関本・船曳 1994］として定義されてきた。しかしながら，ブータンの事例を，環境保全を「国民文化」化する試みとして捉えなおした場合，90年代初頭のグローバルな環境主義の潮流がブー

タン社会に与えた影響を無視することはできない。つまり，ブータンの事例は，他国との差異化をはかるだけではなく，グローバルな価値と同一化する方向性での国民文化形成およびネイション形成の可能性を示すことになるのである。

本論考の構成は以下である。まず第1章では，本論考の議論の背景となる現代ブータンの社会状況を簡単に概観する。第2章では，1958年の国籍法公布以来，1970年代，1980年代にそれぞれ公布された市民権法と婚姻法の分析をもとに，「ブータン人」の属性がいかに定義され，それがどのように変遷してきたのかを時系列的に考察していく。続く第3章では，主に五ヶ年開発計画の計画文書と環境保全に関する政策文書を用いて，1990年以降，あるべき「ブータン人」像がいかに描きなおされてきたのかを考察する。ここでは，新たに「環境保全」というグローバルな価値をも取り込みながら描きなおされていく自画像のゆくえに注目する。

1．現代ブータンの地理的・社会的背景

（1） 地理的状況

ブータンはヒマラヤ山脈のほぼ東端に位置する山岳国であり，北側は中国国境に接し，東西と南の国境はすべてインド領に囲まれている。国土面積約47,000平方キロメートルに対して，政府の公式発表による人口は約67.2万人であり[1]，隣国のネパールが147,181平方キロメートルの国土面積に対し約2,828.7万人の人口を抱えているのに比較すると[2]，類似した気候風土と地理的状況にありながら両国は人口学的に全く異なる状況を示していることがわかる。

また，ブータンの国土は南北の標高差が6,000メートル以上あるため，気候帯は垂直方向に大きく3層に分けられ，北から，寒冷気候の北部高山地帯，温暖気候の中部地帯，亜熱帯気候の南部丘陵地帯に分類される。ブータンにおけるネイションの形成ということを考える際，これらの地理的な状況は非常に大きな影響を持つ。というのも，これらの垂直的な分類に加え，国土を縦方向に走る多数の山脈や複雑な河川システムが，国内に居住する人々の東西の移動を困難にし，大規模な共同体の形成を困難にしてきたと同時に，現在の多言語的な状況を導いているからである。

（2） 言語および社会状況

ブータンにおいて，言語状況は非常に複雑な様相を呈している[3]。ブータンの中央を南北に走るブラックマウンテンを境に，西側一帯はチベット語の一方言といわれるゾンカが主要な言語となっている。他方，東側一帯では，チベット・ビルマ語系に属する11種類以上の異なる言語が話されており，東側地域を覆うような共通語はみられない。70年代に調査に入ったローズは，当時の言語状況について，行政官が管轄地の村を回る際にも各地で通訳が必要で

あったと記述している［Rose 1977: 42］。また，南部の丘陵部一帯ではネパール語が共通語として使われてきた。

現在までブータン研究においては，人類学的な学術調査はもとより，ブータンの農村社会に関するあらゆる社会調査も皆無であったことから，ブータン国内の民族分類に関しては十分な記述がない。しかし他方で，行政上あるいは各種の概説書などにおいては，ブータンの人々を居住地あるいは出身地別に大雑把に3つのカテゴリーに分類する方法が取られている。

ひとつはティンプー県やパロ県などブータン西部の6つの峡谷に居住する人々であり，「最初に起こった者」を意味するンガロップ（*Ngalop*）の呼称で呼ばれる。9世紀以降のチベット移民を起源とし［Rose 1977: 44］，現在のゾンカの元となった口語と母系的な社会によって特徴付けられる。ンガロップは，全人口の約3割ほどを占めるといわれ，ブータンのエリート層の多くがこの集団に属する人々であり，ブータン政府の官僚の多くがこの集団から輩出されてきた。また，これら西側の峡谷は，ブータン政府が国教とする大乗仏教のドゥルック派仏教文化の中心地ともなってきた。

もう一方のカテゴリーは，主に中央のブラックマウンテンよりも東側に居住する人々である。その民族的起源を，アッサム・ヒマラヤの諸民族集団に求める説もあるが，定かではない。彼らは呪術的な要素の強いチベットのボン教の影響が色濃く，また仏教的にもニンマ派の信仰者が大多数を占めるなど，独自の宗教的，文化的特徴を持っている。政府は，これらの人々は現在までにドゥルック派への改宗と西ブータンの人々との婚姻を通して，支配集団であったンガロップ社会に統合されたと主張してきたが，近年はニンマ派の独自性を強調する僧院の活動もあり，ドゥルック派の主流文化から差異化を図ろうとする動きもみうけられる。

この東側地域に居住する人々は大雑把に，「東の人々」を意味する「シャルチョップ（*Sharchop*）」という呼称で一括されることも多いが，シャルチョップは特に東端のタシガン県やタシヤンツェ県，ペマガツェル県などの出身者とその言語（シャルチョップカ）を指し，主に父系的で親族間の連帯の強い社会によって特徴付けられる。他方，ブムタン県やトンサ県あるいはシェムガン県などの中央ブータンに居住する人々は「ブムタップ（*Bumthap*）」や「ケンパ（*Kenpa*）」などの個別の自称と異なる言語を使っており，人々は居住地域と使用言語に根ざした個々のアイデンティティを持っていると考えるべきであろう。言語的には大きくシャルチョプカ系とブムタンカ系に分けられるようだが，そのほかに，ブラックマウンテンの奥地に住むモンパ（*Monpa*）や東ブータンの端に住むザラ（*Dzala*）の人々など，小規模なコミュニティが各地に点在し，固有の慣習や言語を維持している。

いまひとつは，標高の低い南部一帯に居住するネパール系の人々である。彼らは国内では「南の人々」を指すローツァムパ（*Lhotsampa*）と名づけられ，その多くが19世紀末から20世紀初頭にかけてブータンへ移住してきたといわれる[4]。「ネパリー」あるいは「ネパール系」

と一括されるが，ネパール国内と同様に多様な民族集団やカーストから構成されており，基本的に言語や慣習も異なる。しかしながら，移住先のブータンにおいては，共通語としてネパール語を使って意思疎通を図っており，大部分はヒンドゥー教を信仰しているとする[5]。

西，東，南というこれらの大まかな地域・民族区分は，特にティンプーなどの都市部では人々の会話の中に日常的に出てくるが，村落社会においては近隣のコミュニティとの関係性によってより柔軟な領域認識がなされている。ンガロップ，シャルチョップ，ローツァムパの各語の意味を考えると想像がつくように，これらの呼称は主に西ブータンの主流社会の人々からみた他者表象であると同時に，各カテゴリーおよび地域内の言語・民族的な多様性を覆い隠す役割を果たすものでもあった。

言語の使用状況について言えば，都市部ではゾンカの識字率は高いが，日常生活では各自の出身地の言語や教育言語である英語のほか，ネパール語や他地域の言語，映画を通して流入するヒンディー語など，複数の言語を臨機応変に併用している。村落地域ではゾンカの聞き取り能力を持つ者は増えているが，発話は主に各地方の言語を使って行われている。政府は60年代より継続的にゾンカの開発と普及に努めているが，経典語であったチョケ（*Chokey*）を元に開発されたゾンカの書き文字は非常に複雑で習得が難しいこともあり，現在まで国内の使用言語がゾンカに一元化する様子はない。逆に人々はより多元的な言語状況に順応してきており，日常的には各言語間の垣根は低くなっているといえるだろう。

このような状況の中，ブータン政府は，ブータン国民を「ドゥルックパ」と称してきた。ドゥルックとはゾンカで雷龍を意味すると同時に，国教である大乗仏教のドゥルック派の名称ともなっている。「パ」は人を意味しており，ドゥルックパとは「雷龍の国に住む人々」であり，同時に「大乗仏教のドゥルック派を信仰する人々」であることが含意されている。つまり，元来，「ドゥルック派仏教文化」の中心地といわれる西ブータンの人々の呼び名が，現在はブータン国民全体を包摂するカテゴリーとして使われるようになっている。

（3） ネパール系難民問題の経緯

ブータンでは1990年に南部出身の「ネパール系」の人々が中心となって政府に対する民主化運動が起こり，それに対して危機感を募らせたブータン政府が活動家の掃討作戦をとったために，南部の治安は一気に悪化した。そのような状況のなかで多くのネパール系住民が南ブータンから避難し，あるいは追放され，国外に流出することとなった。人々は当初，国境を挟んだインド領内に一時的に避難したが，91年にネパール南東部に難民キャンプが仮設されると，多くがキャンプに入り，94年ごろまでには約10万の人々が南東部のジャパに設置された7つのキャンプで難民として生活を始めるようになった。

この問題に関して，ブータン政府は不法移民を国外退去処分にしただけと主張し，難民側は

ネパール系に対する意図的な民族差別と排斥だと主張している。この問題は難民を引き受けたネパール政府との間で長年の懸案となっており，2001年からは難民の帰還手続きの一環として，両国政府間で認定作業が開始された。難民を「立ち退きを強制された真のブータン人」，「正規の移民」，「非ブータン人」，「犯罪行為に関係したブータン人」へ分類し，一部の人々のみの帰還を認めようとするブータン政府と，全ての難民の帰還を求める難民キャンプ側およびネパール政府の主張は平行線をたどったが，2003年にはついに上記のカテゴリーについての合意が形成された。その後，両政府の共同検証チーム（JVT）による照合作業が続けられていたが，最終段階に入った2003年12月，キャンプを訪問した共同検証チームのブータン人官吏が暴徒と化した難民に襲撃されるという事件が起こったため，帰還手続きは中断しており，2006年現在まで解決の目処は立っていない。

この難民問題はアムネスティ・インターナショナルや国連難民高等弁務官事務所など，様々な国際機関も介入して解決を図ってきたが，ブータン政府が「不法移民」であった「非ブータン人」の再定住を頑なに防ごうとしていることから，交渉は難航を極めてきた。ブータン政府は，最初の開発計画が導入された1961年以降，南部のマラリヤ撲滅も影響して，ネパール系の人々が大量に不法流入したと考えていた。政府側の見解によれば，親族ネットワークの強いネパール系の初期入植者たちは，政府の移民監理政策の網の目を抜けて共謀して親類知己の入植を助け，不法定住者を増加させたとする。これらの背景には，同時期のネパールにおける政治不安や貧困の問題があり，ネパールやインドでは得られない無償教育，無償医療，雇用機会，高い補助を受けた農業，気前の良い貸付計画や政治的安定等を求め，1960年代から70年代に多くの移民が不法に入植したとブータン政府が疑う理由である。

このようにブータンにおけるネパール系難民の問題は，誰を「ブータン人」として包摂し，誰を排除するか，というネイションの境界定義の過程であると同時に，限りある資源を誰に分配するかという，国家資源の分配と獲得をめぐる政治でもあるといえるだろう。

2.「ブータン人」の定義と境界

本章では，主に1958年国籍法，1977年市民権法，それを改正した1985年市民権法および1980年の婚姻法のほか，文化保護に関わる政策文書や五ヶ年開発計画の資料，環境保全に関わる諸資料等を取り上げて分析を行い，「ブータン人」の属性定義および境界設定の過程を明らかにする。以下ではその境界定義の変遷を，時系列順に3つの時期に分けて考えていく。第1期は「定住者」の包摂，第2期を「ブータン人」の均質化，第3期を「ブータン人」の範疇の実体化と他者排除の時期というように，それぞれ特徴づけることができると考える。

（1） 第1期：「定住者」の包摂

1958年にブータンでは初の成文の国籍法が発布された。一般に，この法令はブータンに居住する殆ど全ての住民を積極的にブータン国民として認定するものであったと位置づけられている。58年国籍法の条文の中に特にネパール系住民に関する記述がみられるわけではないが，L.E. ローズは，この法令が長年ブータンに居住してきたネパール系住民に対する市民権の授与を主眼としたものであったとする。ローズは「ブータン政府にすれば現状をただ単に形式的に追認したものにすぎなかったが，ネパール系ブータン人の側からすれば，不安を取り除くものであった」［Rose 1977：113］としており，南ブータン一帯の居住者の多くを占めるといわれたネパール系住民が，始めて正式に「ブータン市民」として認定された重大な転換点といえるだろう。

58年国籍法の具体的な条文をみていくと，そこにはまず「生まれによるブータン人」と「帰化によるブータン人」の二つのカテゴリーが存在している。「生まれによるブータン人」は，生誕地に関わらず「父親がブータン国民である」ことが要件とされており［3.a & 3.b］，父系制による血統主義の採用が明らかである。一方，帰化による国民に関しては，「10年間以上ブータン王国の居住者」［4.a.ⅰ］であり，「王国内に自身の農地を有している」［4.a.ⅱ］ことが申請資格として求められた。加えて，その国籍が剝奪される条件として，農地を離れていたり，王国に居住していないケース［6.ⅳ］が明記されている点を考え合わせると，帰化国民の移住は国内外を問わず許可されていないと考えられる。また，国内に農地という財を有することを帰化申請の条件とするのは，70年に税制が改革されるまで税が農作物等の現物によって納められていたことが理由の一つと言えるだろう。さらに言えば，この条件設定は，土地に根付いて農耕牧畜生活を営む民をあるべき「ブータン人」の姿とするブータン政府の認識をも浮き彫りにしている。この意味で，農地の所有を絶対条件とすることで，農地を持たない賃金労働者や技術者が自動的に排除されることになる。

なお，58年国籍法に先立つ1950年，ブータン政府はインドやネパールからの移民の継続的流入を懸念し，事実上のオープン・ボーダーとなっていた南部国境地帯で移入制限を行っている。また，北部の国境地帯においても，59年にはチベットのラサ蜂起とそれに続くヒマラヤ地域の混乱の中，チベットから多くの難民が国境を越えてブータンへ流入してきていたが，1960年にブータン政府がチベットとの交易を全面的に禁止したことにより，国境は実質的に閉鎖された。これによって8世紀以来のチベットとの歴史的な関係は断たれ，ヒマラヤをまたいで結ばれた婚姻関係や僧侶の留学等を通して維持されていた人的ネットワークや交流もほぼ失われた。

1950年から60年にかけて行われたこれらの政策は，領土上の境界をまたぐ，人々の自由な往来を制限し，ブータン・ネイションに包摂される（あるいは排除される）のは誰かということ

を物理的に決定づけた。その中で1958年の国籍法の発布は，境界（国境）の内側の人々に法的根拠を与えると同時に，人々のブータンの土地への結びつきを強め，定住を促した。

1950年代，インドと中国との関係が悪化し緊迫した状況の中，ヒマラヤ地域は国家間および民族間の利害が様々に交錯する場となり，国際社会においても戦略的重要性を増していた。その中で，ブータンはジグメ・ドルジ・ワンチュックが第三代国王として王位を継承した1953年を契機に，近代的国民国家の達成に向けた歩みを始めたのである。そしてこの段階において，ブータン政府は「ブータン人」を「ブータン国内に定住し土地に根付いて農牧業を営む者」として描き出した。つまり，この時期の「ブータン人」とは，ブータンの領土内に財を有し定住する人々を殆ど区別なく包摂するカテゴリーであり，「言語」や「文化」や「慣習」において一元的な存在として同定されていたわけではなかった。

（2）　第2期：「ブータン人」の均質化

1960年代に入ると，ブータンはインドの開発援助を受け入れ，五ヵ年計画による経済開発に着手した。開発計画の導入は，政治的に従来の孤立・鎖国主義からの脱出をもたらし，援助金の流入が人と事物と金の流れを活発化した。その中でも国境をまたいだ人の往来は非常に盛んであり，一度定められた「ブータン人」の境界は再び流動化しようとしていた。チベット自治区との境にある北部国境は閉じられたままであったが，インドとの境である南部国境地域は外国人の契約労働者の受け入れ窓口となり，ネパール系の労働者とインド系の技術者が主な対象となった。彼らは契約期間の満了と共にブータンを出国するという条件で入国を許可されており，60年代から70年代にはブータン南部地域に多数の外国人労働者が流入した。しかしながら，1958年法に照らせば，彼ら契約労働者も土地を獲得し10年間居住し続けた場合には国籍を得る可能性を有していた。そして労働者のうちのいくらかは，ブータン国内にそのまま留まり定住した。80年代に入ると，ブータン政府は，ブータンの南部地域でネパール系の人口が急増した状況に直面し，その多くが以前に契約労働者として入国し，そのまま不法に定住した者であるとの疑いを抱くようになる。

他方で，1971年にブータンは国連加盟を正式に認められ，主権国家として国際的な地位を獲得した。この国連加盟によって，ブータンはインド以外の国々からの援助獲得にも道を開いたと同時に，ブータン・ネイションの自画像や「ブータン的なるもの」を国外へ向けて表象する機会をも得たといえる。実際に加盟後，70年代の後半以降，ブータン政府はブータン・ネイションの文化的自画像とでも呼べるものの創造に取り組んでいくのである。

（i）　異民族間結婚の奨励

そうした状況の中，1978年の国会において，南部居住民と北部居住民の間の婚姻を奨励す

る制度が議決された［DHAKAL 1994 : 188］。これは，ドゥルックパとネパール系の住民の婚姻を財政的に援助し，奨励する政策であった［SINHA 1991 : 190］。先のローズは「コミュニティ間結婚」［ROSE 1977 : 47］と記述し，マシュー・ジョセフは「民族間結婚」［JOSEPH 1998 : 138］としているが，実質的には南部に居住するネパール系のブータン人とそれ以外のブータン人というカテゴリーであったと考えられる。ダカルによれば，報奨金は5千ヌルタム[6]であったが，1989年には倍の1万ヌルタムに引き上げられている［DHAKAL 1994 : 188］。この制度は1991年の国会決議で廃止されるまで，継続的に実施され，特に国内の教育のある人々には着実に作用し，王の親族や大臣等，高位高官の人々の間にさえ影響を及ぼした［DHAKAL 1994 : 188］。

この政策は婚姻による実質的な国民統合を意図するものと一般的にも考えられているが，1950年代以降，国境をまたぐ人の移動を制限し，境界の内部に定住する人々に法的根拠を与えることによってネイションの境界を定義し，明確化しようと試みたブータン政府が，次にその内側の人々の間に存在する地域間または「民族」間の差異を融和しようとする試みであった。ここへ来て初めてブータン政府は，いわば「血」を通して，異文化間，異民族間の接触・融合を促し，ネイション内部の均質化を図ったのである。

しかし，この政策はその実施過程でブータン人を「ドゥルックパ」と「ネパーリー」として二つに分けてカテゴライズし語ることを余儀なくされ，逆にネパール系のブータン人を異なる起源を持つ「他者」として認識するやり方を再生産する一面もあったのである。また，「南部居住民」の対立項を「北部居住民」と一括して表象するなかで，ンガロップやシャルチョップや他の少数民族やチベット難民等，ブータン国内に多様な民族集団が存在しているという事実を捨象し，彼らがあたかも文化的に均質な単一な文化的単位として存在しているかのように，示唆する結果となっている。ブータン内部を「南部」と「北部」に分類して表象するやり方は，難民問題発生後，経済統計という形でも現れており［JOSEPH 1998 : 180］，南北を別の経済的単位として分類することが，同時に文化的単位の別をも暗に強調する結果となっていた。

（ii） 1977年市民権法

1958年の国籍法発布から20年後の1977年，ブータン政府は58年国籍法の改訂という形で新たに市民権法を発布した[7]。この改訂版は帰化申請基準の変更に重点がおかれている。77年法において申請資格［KA］は，帰化申請者が政府の公務員である場合と，そうでない場合の二つのケースに分類された。政府の公務員の場合は「不都合な記録なしに15年間の勤めを達成している」［KA-1］ことが条件であり，それ以外の場合に関しては「最低で20年間ブータンに居住している」［KA-2］ことが条件とされた。さらに加えて，申請者は「会話と記述のどちらにおいてもブータンの言語について，そしてその歴史についていくらかの知識を有し

ている」[KA-3] ことが必要とされた。

1977年は最初の国籍法が発布された1958年からちょうど20年目に当たる年である。従って20年間の居住期間を必要条件とする77年法は，公務員以外の一般の帰化申請者に関しては，結局のところ最初の国籍法が発布された58年以前から居住する者のみを「ブータン人」として包摂の対象としており，60年代後半以降に多数流入したと考えられる労働移民に関しては，包摂の対象から排除し，ネイションの境界の外側に位置づけたとみてよいだろう。また，公務員基準を別に設けていることから，ブータン政府が，58年法に見られたように，ブータン人の自画像として「土地に根付いて農牧業を営む者」のみを想定しているのではないことが明らかである。また，一方で [KA-3] に見られるように，ブータンの言語と歴史に関する知識を要求することによって，「共通の言語と歴史を共有する均質なネイション」の形成を意図しており，ブータン・ネイションの自画像は77年法で「言語」と「歴史」という，より具体的な属性を伴うものとして描出されたのである。

多言語国家において「ブータンの言語」とは非常に曖昧な表現であるが，ブータンの伝統的な共通言語は，一般にゾンカと考えられている[8]。ゾンカはチベットからの移民や僧侶によって西ブータンに持ち込まれ土着化したといわれるチベット系の言語であるが，ブータンでは古くから僧侶や官僚の間での共通語として機能する一面を持っていた。1971年にブータンの教育省にゾンカ部が創設され，初めて学校教育のための教科書作りが行われた[9]。ゾンカは現在ブータンの国語と定められているが，限られた上層部の人々の間のみであれ，歴史的に殆ど唯一のリンガ・フランカとして機能してきた状況を考慮すれば，ブータン政府の「国語」選択は妥当であったと考えられる。しかしながら，他方でブータン南部国境地域の県においてはネパール語が共通語の役割を果たしてきた。一般にネパール社会も多民族・多文化・多言語に象徴される社会であるが，共通語としてのネパール語とヒンドゥー教の共有によって，ひとつの文化的単位としての自己表象は可能であった。80年代に入るとゾンカを国語化しようという気運が一段と高まるが，それが逆にネパール系住民のコミュニティを，別個の言語を持つ異なる文化的単位として浮き上がらせる結果になったともいえる。

次に「ブータンの歴史」であるが，ブータンの学校教育で使われている歴史教科書などをみても明らかなように，7世紀ブータンに仏教をもたらしたといわれる伝説上の人物グル・パドマサンヴァバによるチベット仏教の布教に始まり，18世紀チベットのドゥルック派の亡命僧シャブドゥン・ンガワン・ナムギャルによるブータンの統一，1907年の現ワンチュック王家による君主制の確立，そして四代にわたる歴代君主の国家形成と近代化政策までを一つのストーリーとして描き出した，「仏教王国ブータンの建国史」を意図していたと考えられる [Education Division 1992]。

このように，70年代に導入された上述の政策をみていくと，1970年代はブータンのネ

イション形成において一つの転換点となった。この時期は，地域間または民族間の婚姻奨励による「血」と，市民権法の［KA-3］における「言語」と「歴史」という二方向から，ネイション内部の均質化が志向され始めたのである。その中で，「ゾンカ語を話し，ドゥルック派仏教に基づく建国史を共有する者」というブータン人の自画像が形成されつつあった。

また，77年法によると，58年法では認められていなかった国外居住が「真のブータン人」に限って許可されていた。しかしながら，家族がブータンに居住していることを条件としており，国家資源である財を国内に還元できることが「ブータン人」の条件として一つの重要な価値を形成していた。

（3） 第3期：「ブータン人」の範疇の実体化と他者排除

（i） 1980年婚姻法

1980年になるとブータン政府は婚姻法を発布した。この法令は外国人と結婚したブータン人に対して罰則を制定することを主眼としており，実質的にブータン国民と外国人の間の婚姻を規制しようとするものであった。この法令はブータン政府が抱く二つの懸念を表している。一点目は，外国人と婚姻関係を結ぶことによって，国内に「ブータン人」以外の他者の「血」と「文化」が流入すること。二点目は，外国人との血縁関係とネット・ワークがブータン国内の「財」を国外へと流出させることである。国籍法および市民権法が定められたことによって，人々はブータン国籍を有していれば「ブータン人」として国からの様々な権利や恩恵を享受することができた。しかしながら，この法令は，外国人と結婚したブータン人に対して，ブータン国民が享受すべき様々な権利を罰則として剝奪することによって，ブータン国籍を有しているにもかかわらず制度的に差別されるという，「ブータン人」であって「ブータン人」でない存在を生み出すこととなった。

では，具体的にどのような権利が剝奪されたのであろうか。法令によると，外国人と結婚したブータン人は，（公務員である場合）昇進可能性［KHA 2-4］，教育や訓練に関して援助を受ける権利（外国政府の援助による留学等も同様）［KHA 2-8］，農耕，牧畜，その他の産業に対する資本援助を享受する権利，および土地の分配を含めたあらゆる政府援助を受ける権利［KHA 2-7］を剝奪されるとされた。また，国家防衛庁または外務省への就職は認められないとした［KHA 2-7］。

これらの権利は，このときまでブータン国民であるならば誰であれ享受し得た権利であった。特に政府による無償教育の供給や農業援助は，1960年代にブータンがインド政府から開発援助を受けるようになって以降，飛躍的に規模を拡大していた。ブータンでは50年代から，官僚や技術者となるべき人材の決定的な不足が問題化しており，人材育成のための近代教育の普及が目下の危急課題となっていた［Rose 1977: 131］。そのため，1961年に第一次五ヵ年計画

が導入されると，道路建設事業を除いて，学校教育に最も多くの経費がかけられ，その後も大きな割合を占めていた。また，農耕と牧畜を生活の基盤とするブータンでは，教育に劣らず農業開発にも財源の多くが割かれ，農業の近代化のために個々の農家や村に対して無償に近い開発援助が実施される状態であった［PLANNING COMMISSION 1985 : 43］。ブータンの周辺諸国と比較しても，それらの点に関する福祉政策の充実度は高く，南部に多数居住するネパール系の人々がこれらの福祉を求めて移入した経済移民である［THINLEY 1994 : 51］と，後にブータン政府が主張する所以である。

そうであればこそ，ブータン国籍を獲得する所以とも位置づけられるこれらの経済的社会的な旨味や福利を享受し得ないブータン人を，果たして同じ「ブータン人」といってよいものであろうか。彼らは外国人と結婚することによって，「ブータン人」であって「ブータン人」でない，ネイションの境界的存在へと追いやられたのである。80年の婚姻法は，一部の人々からのみ福利厚生を受ける権利を剝奪するという資源分配の不平等性によって，内部の均質化へ向かって歩みはじめていたブータン・ネイションを，新たに分類し階層化するものであった。

また，ブータン国民と結婚した外国人は，国内居住が許可された場合，法令や勅令の他に「伝統的慣習」にも従うよう求められる［KHA 2－10］と同時に，「ブータン王国の宗教」以外の宗教の唱導および新宗教の開始を禁じる［KHA 2－9］とされている。1977年の市民権法では「言語」と「歴史」に関しては言及されていたが，1980年代に入ると「伝統的慣習」という，本質主義的でありながら実体の見えない概念が政府の公刊物等で多用されている点が指摘できる。そして，80年代後半に入ると，政府は言語や衣服や礼儀作法という具体的な事物や行為を通して，それらの概念の実体化を試みるようになるのである。また，宗教に関する記述があらわれるのもこの婚姻法が初めてであり，この後の一連の文化政策を予感させるものである。KHA 2－9の記述は個人の信仰の自由を妨げるものではないが，ドゥルック派に対抗しうるような宗教勢力の存在を認めないというブータン政府の意志を示していると言えるだろう。

1980年婚姻法で示されるそのような傾向は，同時期の開発計画の文面に，より明確な形で現れてきている。1981年から86年までを対象としたブータン政府の第5次五ヵ年計画では，1980年から2000年に向けた開発展望が示されており，その中には，生活の物質的な質の改善は遂行すべきであるがそれらは「ユニークな国民的，文化的存在としてブータンを性格付ける伝統的体系の枠組みと首尾一貫させられねばならない」［PLANNING COMMISSION 1981 : 7－6］との明確な記述がみられるのである。

「独自の伝統的体系を持つユニークな国民と文化」がブータン・ネイションであるとする，このような自己認識および自己表象は，70年代の前半までは，その間の五ヵ年計画等の記述を検討する限り，みられないものであった。しかしながら，70年代後半から80年代へかけて，ブータン政府が上述のような法令や計画書に「伝統的体系」や「伝統的慣習」という概念を頻

出させ，繰り返し強調する中で，しだいに，ブータン・ネイションが独自の伝統的系譜を共有する単一の文化的単位であり，世界的にみても非常にユニークで取替え不可能な存在であるという自己認識が形成されていくのである。

（ii） 1985年新市民権法

1985年になるとブータン政府は新たな市民権法を交付する。この法令は形式的にも内容的にも，最初に公布された58年法と，その改正法である77年法を引き継ぐものとは位置づけられておらず，国籍（あるいは市民権）の取得要件に関しては，従来の法令と決定的な断絶が見られる。最も根本的な変化は，国籍の交付を望む申請者を分類する基準である。従来設定されていた「生まれによるもの」と「帰化によるもの」という二つのカテゴリーとは別に，85年法では新たに「登録によるもの」というカテゴリーが設定されたのである。

生まれによる場合は従来，父系制に基づく血統主義によって，父親がブータン国民である者は，その資格において，生来のブータン国民とされた。しかしながら，85年法では父親ばかりでなく母親も両親共にブータン国民である場合に限り「生まれによるブータン」との認定が得られるとされた［2（項）］。従来は父系制の原理によっていわゆる「混血」は容認されていたが，ここへきて，いわば純血主義とも言うべき方向へと転換した。混血の拒絶は，外国人との結婚に規制をかけた80年の婚姻法と方向を同じくしている。

帰化の申請資格に関しては，77年法と同様，居住期間と文化要件が重視されている。居住期間に関しては，4-cで述べられているように，移民庁と人口調査における記録が求められるようになった。また，文化要件に関しては「ゾンカの会話，聞き取り，筆記に熟達」［4-d］していること，そして「ブータンの文化と慣習と伝統と歴史に関する十分な知識」［4-e］が求められた。この条項は，1977年市民権法で既に求められていた「ブータンの歴史」に関する知識の他に，全てのブータン人が共有すべき文化と慣習と伝統があることを示唆している。1985年法には明記されていないが，その内容は同時期に公布された行政文書から読み取ることができる。「ブータン文化」の具体的な定義の過程については，次の項でみることとする。

このように，1985年法は帰化申請資格を厳格化する一方で1958年以前からの継続的居住者のみを「登録によるブータン人」と定義することにより，実質的に58年以降に58年法または77年法の規定に従って帰化要件を充足し国籍を取得した居住者の正当性を認めず，「ブータン人」から排除する。排除された者は，再び帰化要件を充足した上で帰化申請をする他に「ブータン人」へ包摂される手段は無かった。しかし，国籍が剝奪された者は，「ブータンにおける全ての不動産を1年以内に処分しなくてはならない」［6-e］との規定により，農耕を中心とする生業形態の維持が困難となり，国内居住が容易ならざるものとなることは想像に難くない。1985年法の下では，国籍の取得および保持さえ（しばしば登録・記録の不備を伴い）多くの制約

を受け，国籍による「ブータン人」の境界線は排他的に内側に収斂したが，同時に，国民以外の者がブータン国内に居住し続けることを言外に否定することによって，国籍による「ブータン人」の境界が領土上の境界に合致することが望まれている。

（iii）「文化」を定義する

第6時五ヵ年計画（1987－1992）では，9つある全体目標のうち，第二番目に「ナショナル・アイデンティティの保存（preservation）と促進（promotion）」が明記されている。この項目は，ナショナル・アイデンティティを実体的かつ固定的な存在とする政府の認識を表すものであろう。1987年に行われた第65回の国会セッションでは，

> 国の幸福と安全は文化と伝統と価値体系の強さに左右される。従って，国の伝統的価値と体系に対する変わらぬ信頼と愛と尊敬を促進するためのあらゆる努力が行われねばならない。それは明瞭なナショナル・アイデンティティを与えると同時に，ネイションの基盤を提供し，安全と独立を保障する。[Res. No. 18－II]

との決議文が提出され，ブータンが主権国家であるために，ナショナル・アイデンティティが不可欠であること，そして，そのアイデンティティは伝統や文化を源泉とするという回路が示された。つまり，ブータンの自画像を伝統と文化によって描き出すことを，戦略的に決定したのである。

そうしたなか，6次計画では「文化と宗教」に関する課題として以下の4項目があげられた。

1．歴史と宗教と工芸と文化に関する事物の収集と保存。
2．公共生活におけるディグラム・ナムジャ（伝統的礼儀作法）の回復。
3．伝統的な民間伝承と舞踏と劇と音楽と美術と工芸の推進と保護。
4．僧院，瞑想センター，国立図書館等の現存する施設の強化による学問の推進。

1985年の市民権法で求められた文化と慣習と伝統とは，これらの項目において対象とされているものであり，その対象は博物館や図書館における事物の収集等を通して，法令公布と同時進行で，認定・定義されつつあった。ゾンカについても第6次計画中に，専門組織を充実させ，テキストやカリキュラムの開発・改善が行われた。

1985年法で求められた「ブータン人」の要件は，1989年に公布された国王の布告によってさらに具体化され，帰化国民のみならず，全てのブータン人に適用されるにいたる。公布では，「民族衣装の着用，国語ゾンカの習得，伝統的礼儀作法の順守」が，「ブータン人」の義務とし

て課せられ，言語や文化や慣習や伝統が単に「知識」としてではなく，具体的な「実践」として求められるようになった。そして，その過程の中で，ブータンの言語や文化や慣習や伝統は，「ゾンカ」「民族衣装のゴ（男性用）とキラ（女性用）」「伝統的礼儀作法」という西ブータンのンガロップから広がったと考えられる慣習や伝統へと具体的な形を得て収斂し，定義づけられたのである。

（iv） 1988年センサス

1985年市民権法の発布に伴って露出された，政府の排他的政策理念は，理念段階に留まらず，その後，実現に向けて様々な対策が実施された。1986年から88年にかけては，開発計画の実施のために雇用していたネパール系やインド系の契約労働者や技術者の出国を，契約更新の中止や減給または地位の降格など彼らに不利な状況を作り出すことにより，促進した[DHAKAL 1994: 185]。また，1988年には85年法に基づく分類基準によってセンサスが実施され，国籍を取得あるいは維持するために必要な登録や記録の有無によって人々の分類と段階付けが行われた。その後1990年ごろから国籍を失った人々，もしくは不法移民と分類された人々に対して実質的な国外退去処分が下され，ブータン政府の政策実践が一定の収束を見たが，他方で結果的に，出国した人々の難民化という問題を生み出したのである。

3．環境保全への回路

前節で示したように，「ゾンカを話し，ドゥック派仏教に基づく建国史を共有」し，さらに「民族衣装」と「伝統的礼儀作法」を共有する「ブータン人」という，現在のブータン・ネイションの文化的自画像は，1950年代から80年代の末にかけて，幾つかの法令や政策を通して，徐々に形成されてきた。しかしながら，現在のブータン・ネイションを表象する際には，象徴的に語られるもう一つの要素がある。それは，「ヒマラヤの自然を守り，自然と共に暮らすブータン人」という自画像である。

先進諸国による開発の歴史の中で常に問題化され，今なお未解決のまま発展途上諸国が直面している普遍的課題，それは「開発」と表裏一体となって現れる「自然環境の破壊及び汚染」を如何に食い止めるかということである。ヒマラヤ山脈の南斜面に位置するブータンは，国土面積が小さいながら，高度差と複雑な河川システムによる地形的特質によって，実に多様な生態環境を有している。そのような環境に伴うブータンの生物多様性は，これまで多くの生物学者や地理学者の関心を集めてきた。その中にあって，後発の発展途上国であるブータン王国は，森林を中心とした自然環境の保全を優先的に選択することに意義を見出しており，結果的に様々な産業や工業部門における開発は意識的に抑制されてきた。

以下の節では，そのような「自然環境保全」政策がいつ，どのような状況の中で形成され，どのような回路を通して最終的に「ブータン人」の自画像に書き加えられて行ったのか，その経緯と，政府の意図を明らかにしていきたい。

（1） 外交の拡大に伴う表象対象の変化

ブータンの「文化」と「伝統」は，第6次五ヶ年計画（1987－1992）において，事物の獲得と保存を通して定義されつつあった。そして，それらの事物が収集された博物館という場は，6次計画中に展覧会という表象形態をとって国外に持ち出され，積極的な評価を受けたとされる［PLANNING COMMISSION 1992a：10－16］。「ブータンの文化と伝統」を表象する手段である展覧会，特に国外展覧会開催の意図は，第7次五ヶ年計画（1992－1997）における「文化と宗教」章の目標に明確に示されている。それは「（ブータン）国民と外部世界からブータンの文化的遺産が強く認識され，正当に評価されるように奨励する」［PLANNING COMMISSION 1992a：10－21］ことにある。また，「国立博物館はブータンを訪問できない人々が収集物をみられるように，そして幅広い聴衆に届くように，国際的な移動展覧会を組織し続ける」とも記されている［PLANNING COMMISSION 1992a：10－22］。

3章でみたように，ブータン政府は1985年の新国籍法発布にいたるまで，主に領土的境界の内部に向けてのみ「ブータン人」の境界と自画像を提示し表象してきた。しかしながら，1987年に開始された6次計画では，ブータンの自画像を示す重要な要件である「文化」と「伝統」を表象する展覧会を国外へ向けて発信することによって，ブータンの自画像に対する外国の認知と評価の獲得を志向したといえる。

また，1983年には，ブータン初の航空会社によって国際便（パローカルカッタ）が就航した。1988年までは客席数18席の小型機のみであったが，1988年に80席のジェット機が就航したことで，外部世界との窓口を着実に広げつつあった。

さらに，ブータンは1972年に国連加盟を果たした後も，インドとの関係を重視し，インドとバングラディシュ以外の国との二国間関係を有していなかったが，5次計画と6次計画を通した10年間には，1983年のネパールとの国交開設を皮切りに，クエート（1983），モルディブ（1984），スイス（1985），オランダ（1985），ノルウェー（1985），デンマーク（1985），スウェーデン（1985），フィンランド（1986），日本（1986），韓国（1987），スリランカ（1987），オーストリア（1989），パキスタン（1990），タイ（1991），バーレーン（1992）との国交をそれぞれ開設し，外交関係は飛躍的に拡大した。SAARC（南アジア諸国）以外では，社会福祉の推進と自然保護に高い関心を持つ北欧諸国が中心となっている点は，ブータンのその後の政策立案の内容と無関係ではないだろう。

このように，1980年代はブータンが外交という分野において飛躍的な発展を遂げた時代で

あり，ブータンの自画像はこの時期を契機に，展覧会等を通して表象対象を国外へと拡大して行った。そして同時に90年代からは国際援助に占めるインド以外の国々からの援助比が急増した［MINISTRY OF PLANNING 1994 : 123］。

（2） 文化から宗教への回路

90年代に入って開始された第7次五ヶ年計画（1992－1997）では，「文化と宗教」の章において，「ブータンのハイ・カルチャーは宗教に大きな影響を受け，宗教によって決定されてきており，これはブータンの芸術や建築や社会に反映されている。宗教とそれに関係する伝統は，人々の生活の中で中心的な役割を担っており……開発過程の中でも無視することができない」との記述がみられる［PLANNING COMMISSION 1992a : 10－1］。

これまで，「ブータン人」の境界設定は言語と歴史の知識に始まり，民族衣装や礼儀作法といった具体的・実体的な目に見える要件によって定義されてきた。また，「伝統的体系を持つユニークな国民」としてブータン人を表象する傾向も看取できたが，それらの諸要素は必ずしも精神的価値や宗教と結び付ける形で語られては来なかった。しかしながら，7次計画においては，ブータンの「文化」は「宗教」によって規定されることが明言されており，「伝統」もまた「宗教」に関係するものとして明確に位置付けられている。

また，第7次計画の「文化と宗教」章では，次の五年間の目標として「変化の時代に，文化の保存と適応を通して発展過程に継続性を供給する」ことが挙げられている［PLANNING COMMISSION 1992a : 10－21］。このような記述は，ブータンの「文化」が，既に「保存」し「適応」できるような実体的かつ固定的な存在として捉えられていたことを示している。さらに，「その価値観が挑戦に晒されるであろう人々の宗教上の要求に応じる」［PLANNING COMMISSION 1992a : 10－21］との記述からは，ブータン人の価値観の危機は宗教によって救われるということ，裏を返せばブータン人の価値観もまた宗教によって規定されているとする政府の主張がみてとれる。

ブータン政府は70年代の後半から，ブータン・ネイションを，法令や計画書等様々な公文書を通して，独自の文化や伝統や価値観を共有する一つの文化的単位として表象してきており，80年代の後半にかけては，それらの曖昧な概念を，言語や歴史に関する知識の要求や，民族衣装の着用義務や礼儀作法の適用義務，または博物館における事物の収集等を通して，対象物を与えることで具現化しようと試みてきた。しかしながら，90年代に入るとそれらの概念は，具現化の困難な精神的価値や宗教に接合され，宗教に回収される方向へと急速に傾斜していった。ここへきて，ブータンの「文化」や「伝統」は，精神的・宗教的価値との密接な連関の中で語られ，それらの全ての概念が分離不可能な一塊の価値として定義され，あるべき「ブータン人」の属性とされたのである。

（3） 文化から宗教そして環境への回路

ブータンにおける開発計画は，第1次五ヶ年計画（1961－1966）から第4次五ヶ年計画（1976－1981）までの20年間，ブータン人の技術者や専門家が決定的に不足していたことによって，計画策定のほとんどがインド人技術者や専門家によって行われていた。そのため，ブータンの五ヶ年計画はインド政府が策定した全体計画の一部を流用する形で計画されてきた。しかしながら，1980年代に入ると，ブータン人の人材育成の成果が現れ，計画・実施に際して必要な人材を国内で供給することが可能となり，5次計画（1981－1987）以降は，ブータン政府自身が計画策定段階で優先順位を付けることができるようになっていた。

ブータン政府による優先順位は，特に6次計画によく顕れており，それは上述したような「文化と宗教」に関する目標の設定や，生態環境に対する姿勢等に現れている。ブータン政府は5次計画の時から環境保護に意識的であり，それは特に森林政策に明示的である。5次計画より以前，森林資源はブータンの国家歳入に単体の財源として最も大きな貢献をしており，1980/81年にはGDPの16%を占めていた［PLANNING COMMISSION 1981：3－28］。それが5次計画では「ブータンのような山岳国において，森林の保護は，環境と生態バランスの保護のために不可欠な要素である」と位置づけられるようになる［PLANNING COMMISSION 1981：6－61］。しかし同時に「この目標は，これらの（森林）資源の科学的管理と有用化のある限り，人々の利益や商業的森林開発と衝突しない」［PLANNING COMMISSION 1981：6－61］としており，林業を国家の財源から除外するわけではなかった。この傾向は6次計画でも引き続きみられる。具体的に言えば，森林の保護や野生生物の保護を叫ぶ一方で，植林等による資源林の確保および社会林の創設，持続可能な産出量の科学的測定及び管理が同時に図られ，国家財源としての林業の継続が模索されているのである。

しかしながら，次の第7次計画の計画書では「環境と持続可能な開発」が独立した課題として一章を形成するようになる。その政策方針は，ブータンを「生物的な多様性を最も多く持つ国の一つ」であり，「自然資源の幅広い基盤の保存において，開発途上国のなかでも希少な，あるいは唯一無二の位置を占める」［PLANNING COMMISSION 1992a：4－1］存在と前提し，定義付けることによって，ブータンにおける自然環境保護と持続可能な開発の実施に，世界的に希少な生物的遺産の保護あるいは生物多様性の保存という地球規模の使命と存在価値を付与する。

それらの地球規模の使命の強調は，一方において対外的な自己表象の一面を形成するが，自然保護が持つ対内的な価値は，ブータンの仏教的な価値と接合する形で表象される。6次計画以前の記述では，ブータンの自然環境保護政策の理論的根拠は，生物多様性の保存の他，山岳地帯という自国の地形的な特質が環境変化に対する柔軟性の欠如を帰結するという2点に絞られていた。しかしながら，7次計画においては，「ブータン人の生活の全面において重要な役

割を果たしている仏教の教義もまた，生活の全形態の尊重に伴い，自然資源の保存を強調している」[PLANNING COMMISSION 1992a：4－3］との記述によって，ブータンの環境保全政策の理論的根拠が仏教教義へとシフトし，回収される傾向がある。この傾向は90年代以降現在まで，さらに強調されつつあり，それは8次計画における記述にも明らかである。

ここへきて，ブータン政府はそれぞれの三つの論理を複雑に絡み合わせる中で，一つの回路の形成を試みている。第一に，ブータン人の伝統的生活慣習および文化は自然環境との密接な関係性のなかで形成されており，その生活形態の維持は自然環境の維持によって達成されるという論理。第二に，その生活慣習および文化は仏教的価値に根ざしており，仏教の保全が生活慣習の保全につながるという論理。これらの二つの論理によって，ブータン政府は，ブータンに根付く仏教思想や仏教的価値観が，現在の国民の生活慣習や文化の基盤となっており，文化を維持することが，ブータンの豊かな自然環境と仏教の保護を希求するという回路を提示する。そして第三に，仏教的教義及び価値が自然保護を志向するとする論理の強調によって，「仏教保護」と「自然保護」をも分離不可能な形で接合する。

これら三つの要素を分離不可能な一つの回路に回収する手法は，現代ブータンにおいては「伝統的」な手法であり，思考であるかのように表象されている。しかしながら，五ヵ年計画を見る限り，この回路は1992年から開始された7次計画の記述において始めて明確に提示されており，ブータンの自画像における，新しい表象形態の表出をここに見ることができる。

4．おわりに

ブータンにおいてネイションを形成するという営為は，誰をネイションに含むのかという境界を再定義し続ける過程であった。また同時にそれはネイションがどのような人々であろうとしているのかを常に問い直す営為であり，「自画像」を模索し続ける営みである。

「ブータン人」の境界を定義する過程は，個々の特徴から大きく3つの時期に分けられる。第1期は，1958年国籍法が発布された時期から60年代までであり，定住者包摂の過程と位置付けられる。国籍法は，ブータンの領土内の定住者をほとんど区別無く「ブータン人」へ包摂するものであり，「ブータン国内に定住し土地に根付いて伝統的農牧生活を営むこと」があるべきブータン人の姿とされた。70年代以降の第2期は，ブータン国内における「異民族」間の結婚が奨励され，共通の言語と歴史を通じたネイションの均質化が計られた。この時期は「ゾンカを話し，大乗仏教ドゥルック派に基づく建国史を共有すること」が「ブータン人」の属性として定義されつつあった。ブータン政府は，これらの第1期と第2期を通して，国境線の内側に定住する者を国民として包摂し，通婚と共通の歴史と文化によって連帯感を持つような，均質的なネイションの形成を試みてきたのである。

しかしながら，80年代以降の第3期は，「ブータン人」の範疇の実体化と他者排除の過程として位置づけられる。特に1985年の新市民権法は，これまでに「ブータン人」として包摂されてきた人々を，「血統」と「文化要件」と「居住期間」という評価基準を持ち込むことによって再分類し，基準に合わないものをそこから排除しようとするものであった。

国籍法の帰化要件では，共通の言語と歴史の他，文化と伝統と慣習が実体的なものとして描かれ，それに対する知識が問われるようになるが，同時期の第6次五ヵ年計画では，それらの曖昧な概念が，博物館や図書館における事物の収集を通して実体的に定義されていった。また，1989年には「民族衣装の着用」「ゾンカの習得」「伝統的礼儀作法」の遵守が「ブータン人」の義務として定められるなど，それまでは知識として求められていた「文化」を，より実践的，身体的に獲得することが求められるようになる。このように，80年代の後半にかけて，ネイションの文化的自画像は目に見える形で具現化されようとしており，その自画像は「ハイ・カルチャーの言語（ゾンカ）を話し，王族の出身地域の慣習や伝統を身体化し得る者」として描かれた。

このような過程で，ブータンの文化的自画像は80年代の末までにはある程度形づくられ，自画像形成の過程は一定の収束をみるかに思われた。しかしながら，90年代に入ると，そのような文化的自画像に「環境保全」という新たな価値が加えられるようになる。第7次五ヵ年計画によれば，ブータンの文化や伝統は，仏教思想によって多大な影響を受け，同時に，それらの仏教的価値は環境保全という価値を内包するものとされる。つまり，ブータンにおいては「宗教の保護」が「文化の保護」と同時に「環境保全」をも帰結するものとされた。また，政府はブータン国土の自然環境における生物多様性を根拠に，環境保全政策が地球規模の使命と存在価値を付与されていると主張する。そのようにして，ブータンでは90年代に入ると「環境保全」がブータン人の国民文化として自画像の一部を形成するようになり，「環境保全をする我々」という自画像が描出されるようになった。

ではブータン政府はなぜ，環境保全へと傾斜するようになっていったのだろうか。それは第一に，難民問題の発生と関連付けて考えることができる。つまり，難民問題の発生を受けて，ブータン政府の「民族差別的」な文化政策に対する非難が国際的に高まっていた90年代初頭，ブータン政府はブータンの伝統文化と仏教思想を，理想的な自然環境保全を導くものとして描き出し，「環境保全」を国民文化として強調することで，それらの非難からブータンの文化的自画像を守ろうとしたのである。

92年の地球サミットに象徴されるように，90年代に入ると地球規模での環境保全がまさにグローバル・イシューとして立ち現れ，その必要性が強く認識されるようになる。そのような状況の中で，環境保全を自文化として表象することは，ブータンのような小さな国がグローバル・ソサエティにおいて名誉ある地位を獲得し，さらに援助を受けるための，数少ない方策の

一つであった。従って，環境保全への傾斜の第二の理由は，地位と資金の側面から考えられた。ブータンは「環境保全」という地球規模の文化的潮流を「自画像」へ引き受けることによって，国際的な援助の獲得という実際的な利益をも獲得することができたのである。

環境主義をネイションの属性として表象する中で，ブータンは「地球にとって普遍的な価値を持つ国」として自己を位置づけるようになった。はじめに述べたように，「国民文化」は，従来は，現代の国民国家が他の国々と対等でかつ独立した単位として存続していくための，他国との差異を表す言説と考えられてきた。しかし，ブータンは環境保全というグローバルな文化を自らの内に取り込み，それを「国民文化」として表象している。ここには，仏教思想に裏付けられた内発的な文化としての独自性を強調する一方で，グローバルな潮流の中に自らの居場所をみつけようとする積極的な試みがみてとれるのである。

注

1） ブータンでは2005年5月に初めて全国的な人口および住宅調査（Population and Housing Census Bhutan 2005）が行われた。結果は2006年4月に公表され，公式の「ブータン国民」人口は634,982人，追放された者あるいは国外在住者（expatriates）を含めた総人口は672,425人と発表された。（http://www.bhutancensus.gov.bt/）

2） ネパールの人口および両国の土地面積はCIA World Fact bookの2006年度の数字を参照した。（https://www.cia.gov/cia/publications/factbook/index.html）

3） ブータンの言語状況に関する詳細な記述は野村論文［2000］を参照のこと。

4） ネパール系の人々はそれまでは*pahari*（山の人々）や*rintsam gi miser*（国境の人々）等と呼ばれていたが，政府の国民統合政策によって，*Lhotsampa*（南の人々）との呼称が導入された。Jigmi Y. Thinley［1994］によれば，政府はこの呼称を通して，彼らを異なる文化・言語を持つ「ブータン国民」として尊重し包摂する意思表示をしたのだという。

5） 国内では一般に，ネパール系の国民はゾンカの習得に対する関心が薄いといわれ，実際に完全に修得している者は少ない。反対に，北部の居住者にはネパール語の会話能力をもつ者が多く，ネパール系の人々にゾンカを話させるよりは，自分たちがネパール語あるいは英語で話しかけることを好む風潮がある。

6） ヌルタム（Nu）とはブータンの貨幣単位であり，インド・ルピーと固定レートになっている。2006年現在，1ヌルタムは約0.4円。

7）「国籍法」から「市民権法」への名称の変更に関しては，特に大きな意味はなく，単にインドの方式に従ったというのが一般的な見方である。

8） ゾンカのカは言葉を意味する単語であり，ゾンカ語とすると意味が二重になるため，ここでは「ゾンカ」とのみ記述する。

9） ゾンカの普及に関する政策はチャクラバルティの論文に詳しい［Chakravarty 1996］。

参考文献

[一次資料：ブータン政府刊行物・報告書]

THE CENTRE FOR BHUTAN STUDIES

1999 *Gross National Happiness.*

EDUCATION DIVISION, ROYAL GOVERNMENT OF BHUTAN

1992 *A History of Bhutan: Introductory Course Book For Class VI.*

MINISTRY OF PLANNNING, ROYAL GOVERNMENT OF BHUTAN

1994 *Statistical Year Book of Bhutan: 1993.* Thimphu.

1996a *Statistical Year Book of Bhutan: 1994.* Thimphu.

1996b *Eighth Five Year Plan (1997–2002) vol. I Main Document.* Thimphu.

NATIONAL ASSEMBLY SECRETARIAT, ROYAL GOVERNMENT OF BHUTAN

Volume 1 : Proceedings and Resolutions of the National Assembly from 1st to 30th Sessions.

Volume 2 : Proceedings and Resolutions of the National Assembly from 31st to 50th Sessions.

Volume 3 : Proceedings and Resolutions of the National Assembly from 51st to 55th Sessions.

Volume 4 : Proceedings and Resolutions of the National Assembly from 56th to 62nd Sessions.

Volume 5 : Proceedings and Resolutions of the National Assembly from 63rd to 68th Sessions.

Volume 6 : Proceedings and Resolutions of the 68th and 70th Sessions of the National Assembly.

Volume 7 : Proceedings and Resolutions of the 71st Session of the National Assembly.

Volume 8 : Proceedings and Resolutions of the 72nd Session of the National Assembly.

Volume 9 : Proceedings and Resolutions of the 73rd Session of the National Assembly.

Volume 10 : Proceedings and Resolutions of the 74th Session of the National Assembly.

Volume 11 : Proceedings and Resolutions of the 75th Session of the National Assembly.

Volume 12 : Proceedings and Resolutions of the 76th Session of the National Assembly.

Volume 13 : Proceedings and Resolutions of the 77th Session of the National Assembly.

Volume 14 : Proceedings and Resolutions of the 78th Session of the National Assembly.

Volume 15 : Proceedings and Resolutions of the 79th Session of the National Assembly.

National Environment Commission, ROYAL GOVERNMENT OF BHUTAN

1993 *Nature Conservation in Bhutan: background paper for Bhutan's National Environmental Strategy.*

1997 *Bhutan Indigenous Knowledge.*

PLANNNING COMMIISSION, ROYAL GOVERNMENT OF BHUTAN

1961 *First Five Year Plan (1961–1966).* http://www.pcs.gov.bt/1stfyp.htm (2001年6月)

1966 *Second Five Year Plan (1966–1971).* http://www.pcs.gov.bt/5ypdocs/2nd5yp.htm (2001年6月)

1971 *Third Five Year Plan (1971–1976)*. http://www.pcs.gov.bt/3rdfyp.htm（2001年6月）

1976 *Fourth Five Years Plan (1976–1981)*.

1981 *Fifth Five Year Plan (1981–1987)*. http://www.pcs.gov.bt/5thfyp.htm（2001年6月）

1985 *Statistic Hand Book of Bhutan : 1985*. K. M. T Printing works.

1987a *Statistical Year Book of Bhutan : 1987*.

1987b *Sixth Five Years Plan (1987–1992)*.

1992a *Seventh Five Year Plan (1992–1997)*. http://www.pcs.gov.bt/7thfyp.htm（2001年6月）

1992b *Bhutan : Towards Sustainable Development in a Unique Environment*. Thimphu.

1999 *Bhutan 2020 : A Vision for Peace, Prosperity and Happiness*. Thailand : Keen Publishing Co.

2000 *Bhutan : Poverty Assessment and Analysis Report 2000*. Thimphu.

ROYAL GOVERNMENT OF BHUTAN

1958 *The Nationality Law of Bhutan, 1958*.

1977 *Bhutan Citizenship Act, 1977*. http://www.bhutan-info.org/threat9.htm（2001年5月）

1980 *Bhutan Marriage Act 1980*. http://www.satp.org/bhutan（2001年5月）

1985 *Bhutan Citizenship Act, 1985*.

1995 *Forest and Nature Conservation Act of Bhutan, 1995*.

2000 *Development Toward Gross National Happiness, Seventh Round Table Meeting 7–9 November, 2000*.

ROYAL GOVERNMENT OF BHUTAN, UNITED NATIONS DEVELOPMENT PROGRAMME and WORLD WILDLIFE FUND

1993 *Prospectus : trust fund for environmental conservation in Bhutan*.

UNITED NATIONS

1984 *Bhutan : United Nations Development Programme Some Highlight*.

THE WORLD BANK

1989 *Bhutan : development planning in a unique environment*. Washington, D. C.

[二次資料]

ARIS, Michael.

1979 *Bhutan : The Early History of a Himalayan Kingdom*. Aris and Philips Ltd.

BARAL, Lok Raj.

1990 *Regional Migrations : Ethnicity and Security* : The South Asian Case. Sterling Publishers Private Limited.

BHATTACHARYA, S. S.

1996 Bhutan towards Modernization. In *Bhutan : society and Policy*. RAMAKANT and R. C. MISRA (eds.), pp. 137 – 156. Indus Publishing Company.

CHAKRAVARTY, S. R.

1996 Language and Literature in Bhutan. In *Bhutan : society and Policy*. RAMAKANT and R. C. MISRA (eds.), pp. 62 – 77. Indus Publishing Company.

DHAKAL, D. N. S. and Christopher STRAWN

1994 *Bhutan : A movement in Exile*. Nirala Publications.

DRIEM, George van

1994 *Language Policy in Bhutan*. In *Bhutan : Aspects of Culture and Development*. Michael ARIS and Michael HUTT (eds.), pp. 87 – 106. Kiscadale Ltd.

HUTT, Michael

2003 *Unbecoming Citizens : Culture, Nationhood, and the Flight of Refugees from Bhutan*. Oxford University Press.

今枝由郎

2003 『ブータン中世史 —— ドゥク派の政権の成立と変遷』大東出版社。

JOSEPH, Mathew C.

1999 *Ethnic Conflict in Bhutan*. Nirala Publications.

KARAN, P. P. and Shigeru IIJIMA

1987 *Bhutan : Development amid environmental and cultural preservation*. ILCAA.

KARAN, P. P.

1990 *Bhutan : Environment, Culture and Development Strategy*. Intellectual Publishing House.

野村　亨

2000 「ブータン王国における言語の状況：その歴史と現状」『ヒマラヤ学誌』7．京都大学ヒマラヤ研究会。

ROSE, Leo E.

1977 *The Politics of Bhutan*. Cornell University Press.（『ブータンの政治 —— 近代化の中のチベット仏教王国』山本真弓・乾有恒（訳）：明石書店）

SHINHA, A. C.

1991 *Bhutan : Ethnic Identity and National Dilemma*. Reliance Publishing House.

2001 *Himalayan Kingdom Bhutan : Tradition, Transition and Transformation*. Indus Publishing Company.

THINLEY, Jigmi Y.

1994 Bhutan : A Kingdom Besieged. In *Bhutan : Perspective on conflict and dissent*. Michael HUTT (ed.), Kiscadale Ltd.

URA, Karma

1994 Decentralisation and Development in Medieval and Modern Bhutan. In *Bhutan : Aspects of Culture and Development*. Michael ARIS and Michael HUTT (eds.), pp. 25 – 50. Kiscadale Ltd.